

興正菩薩觀尊画像について——室泉寺本を中心に——

内田 啓 一

法被を懸けた背の高い曲糸に坐した觀尊で、法衣を左衽にし、袈裟を円鑲で吊す律僧の服制である。左手は膝上に伸ばして扨子を持ち、右手は膝頭に置く。室泉寺本は縦一四三・六、横五八・〇センチの法量。

裱背押紙によると、正安二年に本図を文觀房弘真が描き、歳六十満に及んで現光寺にて再び拝したとある。文觀房弘真は永仁三年（二一九五）に西大寺に入寺し、信空より勤索十戒（沙弥戒）を受け、西大寺の沙弥となっている。本図が描かれた正安二年頃は文觀房弘真は西大寺の沙弥として活動していた時期である。また、これ以降、文觀房弘真の図絵した作例は多くみられるようになる。

上部には着賛があるが、その文言は鎌倉末期の制作と考えられる西大寺本觀尊画像にも記されており、觀尊を讃える定型句であると考えられる。しかしこの願文の墨をみると、墨書の下に下書きのような墨書がみえる。つまり文字を二度書しているようにみえるのである。この書体もやや稚拙な感がある。觀尊にしてはやや下手な文字である。後世何者かによって上書きされたようにもみえる。したがって觀尊の真筆か否かは保留せざるを得ない。

さて、墨書には「前東寺一長者醍醐寺座主法務」と称しているが、

建武元年（一三三四）六月までには醍醐寺座主第六十四代となっており、また、東寺一長者代百二十代となったのは、建武二年（一三三五）三月十五日であり、しかも満六十歳は延元二年（一三三七）であり、肩書きとも矛盾しない。この時期、文觀房弘真は後醍醐天皇が南朝を開き、その護持僧として吉野にあった時期である。

本図はその紙背墨書に「取筆」とあっても文觀房弘真の真筆とは考えられていなかった。しかし、発表者は数々の事績を考慮して、本図が文觀房弘真が実際に絵筆を取って描いた画像のひとつとして考えた。

ベトナム胡朝城の考古学調査

菊池 誠 一

ベトナム胡朝城は、一五世紀の王城遺跡である。ハノイから南約一二〇kmのタインホア省ヴィンロック県に所在し、南北八八〇m、東西八七七mのほぼ正方形の城壁や濠跡が比較的よくのこる。また、城内は田圃になっており、往時の苑池と思われる遺構や欄干石などがみられるが、これまで学術的な調査は実施されなかった。

筆者は、平成一四年度から三年間の科学研究費補助金の交付をうけ、ハノイ国家大学、タインホア省文化局と協同して調査をすすめている。調査は、ユネスコの世界遺産登録にむけた史跡整備計画の策定を目的に、①五〇〇分の一の測量図の作成、②今後の保存修復のデータとなる城壁の現状調査、③北門のレーザースキヤニン

グ装置を利用した三次元計測、④中心建物跡との伝承がある地区の発掘調査、⑤関連資料収集、などをすすめてきた。

ベトナム王城遺跡は、世界遺産に登録されているフエ王宮（一九〇世紀）が現存するが、それ以前の各王朝の王宮は、都市化された首都ハノイにあるため、破壊が著しい。そのなかにあつて、史書に築城時期が明確に記録されていること、遺跡として保存状態が良好であること、などからベトナム都城研究にとって重要な遺跡であり、今後も調査を継続する予定である。

〈文化史学会第十四回大会発表要旨〉

対馬総宮司職藤氏文書の芸能資料

渡辺 伸夫

対馬総宮司職の藤氏は神社行政を統括し、神職・命婦・神楽師・盲僧などを差配した。藤氏文書は江戸中期以降幕末・明治期に至るものが大半を占める。その中にある中世文書や江戸初期・前期の文書も散見する。宗家文庫に伝存する対馬藩寺社奉行所の「寺社方記録」は正徳二年（一七一一）以降であり、正徳以前の欠を補う意味でも重要である。とくに上津八幡宮（現・海神社）、下津八幡宮（現・巖原八幡宮神社）の祭礼文書は、『対州神社誌』の貞享三年（一六八六）を溯るものとして貴重である。

また南北朝時代の康安二年（一三六二）八月三日の奥書のある祭礼文書は、えんふのまい（振鉾の舞）、れいわう（陵王）、なつそり（納曾利）、へいしゅう（陪従）、わら八まい（童舞）、あつま、い（東舞）、のこのかうぬし（能登の神主）、八人のやうとめ（八乙女）、つ、ミ（鼓）、し、（獅子）、てんかく（田楽）、こまかた（駒形）、すまう（相撲）などの芸能記事が注目される。『対州編年略』や『津島紀事』に貞治元年八月三日対馬島八幡宮舞楽神楽田楽獅子駒形角力の再興を伝える記事がある。康安二年はすなわち貞治元年であり、前記の祭礼文書は、『対州編年略』『津島紀事』の記事を裏付けるまさしく当時の史料なのであった。